

地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試みについてー外国人留学生を対象とした取り組みー

赤羽卓朗 松山政義

要 旨

要介護高齢者数が大きく減少しないと推計される中であって、少子化の進行による新規就労者数の減少などにより介護職員の不足は今後とも継続して行くことが予想されている。こうした介護人材不足に対する方策として、外国人留学生が、地方自治体や介護事業者の支援により短期大学に留学して介護福祉士資格を取得し、支援を受けた事業所に就労するモデル（「青森なんぶモデル」）を構築する取り組みをおこなった。

留学生の支援を行う介護事業所の継続的確保などの課題は残っているが、このモデルは、介護人材の確保や地域定住人口の拡大において、一定の役割を果たすことが可能と考えられる。

また、介護人材確保といった受け入れ側のニーズに対応する取り組みとするのみならず、留学生本人が卒業後に日本で就労して安定していけるための環境整備や母国の介護システムへの貢献など、双方にメリットがあるモデルとして推進する必要もあると考えられる。

今後は、一つの町の取り組みとするのみならず、地域の他の市町村にもこのモデルの拡大について検討して行く必要があると考えられる。

キーワード：介護人材不足、介護福祉士養成、外国人留学生、産学官連携

1 はじめに

厚生労働省が、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計したところ、2025年度には約243万人の介護職員が必要となっており、2019年度に比べ約32万人の増員となり、年間で新たに5.3万人の介護職員が必要になると推計されている¹⁾。

この資料による青森県の介護職員の必要数は、表1の通りであり、現状のまま推移した場合、介護人材の不足は2040年にかけて益々深刻化すると予想されている。少子化の進行に伴い今後新規学卒就業者数が減少することが確実な中であって、このままでは、介護職員の必要数を充足することができないという深刻な事態が発生する可能性があると考えられる。

表1 第8期介護保険事業計画に基づく青森県の介護職員の必要数

年度	必要数(a)	現状推移による 介護職員数推計(b)	充足率 (b)/(a) * 100
2023年度	29,773人	28,479人	95.65%
2025年度	30,725人	28,278人	92.04%
2040年度	33,417人	23,580人	70.56%

また、赤羽等²⁾が青森県東部地域および岩手県北部地域に所在する介護保険施設（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設）を対象に実施した調査では、回答があった40施設のうち20施設（50.0%）で

介護職員が不足していると回答している。岩館等³⁾が青森県八戸市及びその周辺地域の介護老人福祉施設に勤務する介護職員を対象に実施した調査では、回答者の4分の3以上が介護職員は不足していると回答しており、当該地域において介護職員の不足は深刻な状況にあると推察される。

こうした状況に対し、国においても様々な対策を講じており、介護人材を量と質の両面から確保するため、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」を進めるための対策に、国と地方が二人三脚で総合的・計画的に取り組むこととしている⁴⁾。また、国の介護人材確保対策⁵⁾においては、「介護職員の処遇改善」「多様な人材の確保・育成」「離職防止・定着促進・生産性向上」「介護職の魅力向上」と並んで「外国人材の受入れ環境整備」が柱の一つとなっている。

今後、日本人の若者などに対して「介護の仕事の魅力」を発信することは必要不可欠であるが、少子化に伴い新規就労者数が減少すると見込まれる中にあることは、外国人材を受け入れて介護福祉の仕事を担当していただくことは必要不可欠な状況になっていると考えられる。本レポートでは、我が国や大学が所在する地域における介護人材の不足状況等を踏まえ、外国人留学生の受け入れと卒業後の地域への就労定着に向けて、青森県三戸郡南部町、同町内の介護事業者及び八戸学院大学短期大学部（以下「本学」と言う。）の三者が連携協働して進めている取り組みモデル（「青森なんぶモデル」）について報告する。

2 介護福祉士の養成について

介護福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和六十二年法律第三十号）による国家資格であり、①介護福祉士養成施設（以下「養成施設」）に入学して国家試験受験資格を取得し、国家試験に合格することにより資格が付与されるルート、②一定の実務経験を経て国家試験受験資格を取得し、国家試験に合格することにより資格が付与されるルートの主に二つのルートがある。

養成施設への入学者数は、2017年に、卒業によって介護福祉士資格が付与される制度（「卒業資格」制度）から、養成施設を卒業しても国家試験受験資格が付与されるのみと言う「試験資格」制度に変更されて以来、少子化と相まって大きく減少している。近年は、養成施設数、定員とも毎年減少している。一方で、外国人留学生の人数・割合が増加傾向にあり、日本人の入学者は、実数、割合とも減少傾向にある（表2）。

表2 介護福祉士養成施設の状況

年 度	2018 年	2022 年
養成施設数（課程）	386	314
入学定員数（人）	15,506	12,467
入学者数（人）	6,856	6,802
入学者のうち外国人留学生数（人）	1,142	1,880
外国人留学生の割合（%）	16.7	27.6

（日本介護福祉士養成施設協会ホームページ⁶⁾掲載資料から作成）

なお、新型コロナウイルス感染症拡大前の2020年度の入学者数は7,048人、外国人留学生は2,395人、外国人留学生の割合は34.0%と入学者の3人に一人が外国人留学生となっている。2022年度外国人留学生の入学割合は、感染症拡大の影響を受けていると考えられる。

こうした影響もあるが、我が国の少子化が進行すると予測されている中において、養成施設がその本来の役割を果たして行くためには、外国人留学生の受け入れは必須となっており、介護福祉士を養成する教育機関として、どのような方途で留学生を受け入れ、介護福祉士として育成していくかが重要なテーマの一つとなっている。

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
について－外国人留学生を対象とした取り組み－

3 本学の状況について

(1) 介護福祉学科の開設経過と入学状況について

本学は、学校法人光星学院が1971年に開設した短期大学であり、現在は幼児保育学科（入学定員80人）と介護福祉学科（入学定員40名）の2学科で構成されている。どちらも2年課程である。

介護福祉学科は、八戸学院光星高等学校専攻科介護福祉科（2年課程 1992年開設）を短期大学部の学科に改組し、2019年に入学定員40人として開設している。現在では、青森県南部地域と岩手県北部地域をあわせた地域における唯一の養成施設となっている。開設以来の入学者数及び入学者数の内の外国人人数は表3のとおりであり、学科開設以来、毎年度定員を大幅に下回る状況が続き、経営上も課題の一つとなっている。

表3 介護福祉学科の開設以来の入学状況

年度	2019	2020	2021	2022
入学者数（人）	10	21	13	21
定員充足率（％）	25.0	52.5	32.5	52.5
外国人留学生数（人）	4	1	2	1

これまでに入学した外国人留学生の国籍は、フィリピン、中国、ベトナムである。この他に、タイからの留学生もあったが、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり入国できず、最終的に入学辞退となっている。

介護福祉学科の設置主体である学校法人光星学院としては、入学定員の確保が困難となっていた八戸学院光星高等学校専攻科介護福祉科を廃止して介護福祉士の養成を止めることも可能であった。しかしながら、地域の学校法人として、①若者が学ぶ場を確保する必要があると考えたこと、②短期大学部に移管し、教養系科目等の履修などより高度な教育を受けた人材を地域に輩出しようとしたこと、③地域の介護事業所から介護福祉士の養成を継続してほしいという声が寄せられたことなどを主な理由として、より高度な人材の輩出を目指し、介護福祉士の養成を短期大学部において継続することとしたものである。

(2) 介護福祉学科開設初年度における外国人留学生の受け入れについて

学科開設において、専攻科時代の経緯から入学者数の確保が大きな課題となっていた。日本人学生の入学数にはこれまでの経緯から一定の限界が見られたこともあり、学科の開設検討段階から、学生募集にあたっては、外国人学生を受け入れることを想定し、フィリピンなど東南アジアからの受け入れのためのルート作りが進められていた。その結果、開設初年度は、フィリピンから4人の留学生を受け入れることができた。その後は、新型コロナウイルス感染症流行などの影響もあり、入学希望者があっても受け入れられない状況もあった。

フィリピンからの留学生を計画的に受け入れるため、学校法人光星学院とフィリピンのカーテル教育財団との共同により、八戸学院カーテル校（フィリピン共和国ターラック州サンマニユエル市）が2018年6月13日に開校された。この開校式において学校法人光星学院の理事兼国際教育局長であった大谷真樹氏は、当時のメディア取材に対し「人手不足が深刻な日本での就労を視野に、国内での雇用機会が少ないフィリピンの若者に、日本語と日本文化の学習を重視した教育を展開します。日本への奨学金制度も設け、教育を軸に、両国の課題解決を目指す取り組みです。」と説明している。この開校式には、外国人の受け入れと定住に大きな関心を有していた、南部町の工藤祐直町長等も出席した。この機会が、その後の地方自治体、地域の高等教育機関、地元の企業（介護事業者や一般企業）の三者が連携し、地域に必要な人材を確保養成する事業構想である、産学官連携による福祉人材の確保・養成事業としての「青森なんぶモデル」構想（後述）につながるることとなる。

この当時の八戸学院大学及び八戸学院大学短期大学部と八戸学院カーテル校の連携による留学生の受け入れスキームは、図1のとおりとなっている。この時点では、地方自治体の参画は想定されておらず、学校間の連携（八戸学院大学及び八戸学院大学短期大学部と八戸学院カーテル校の連携）による取り組みとなっている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などもあり、現時点では、フィリピンから受け入れるルートは中断した形となっており、現地校との連携による留学生の安定的な受け入れという取り組みは、進展していない。

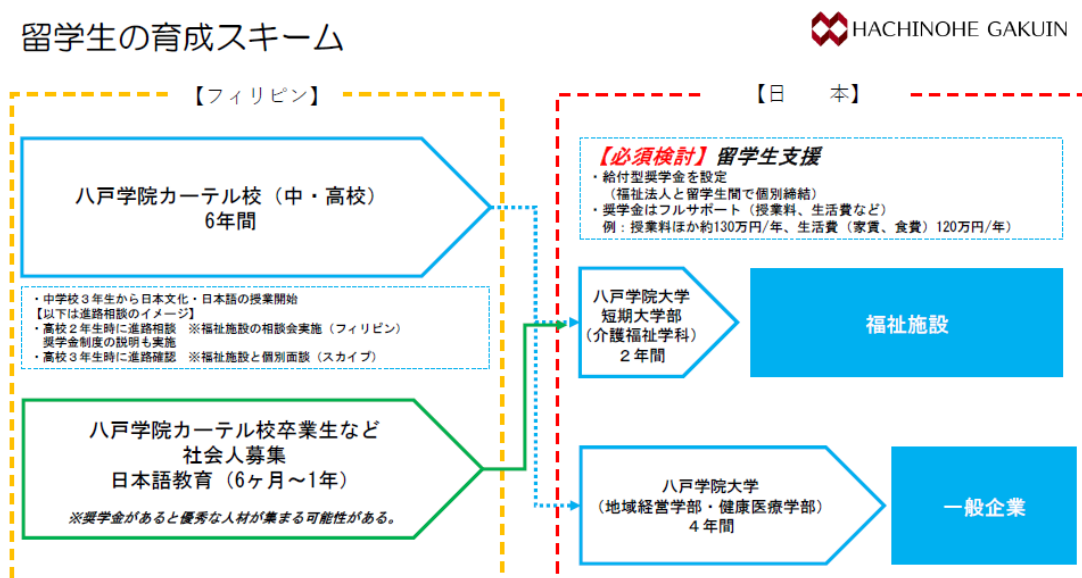


図1 フィリピンからの留学生受け入れ育成のスキーム (2018年頃の構想)

4 外国人留学生の受け入れの基本的な考え方

外国人介護人材の受け入れルートとして、①EPA（経済連携協定）に基づく受け入れ、②資格を取得した留学生への在留資格付与（在留資格「介護」の創設）、③技能実習制度への介護職種の追加、④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受け入れの4つのルートが制度化されており⁷⁾、これらルートを活用して来日し、介護業務に従事している外国人が増加している。

これら4つのルートのうち、②の在留資格「介護」以外のルートでは、実務経験を経て介護福祉士国家資格に合格しない限り、在留年限は5年間と限定されている。一方で、外国人の中には、5年以内という期限を超えて、我が国で介護の仕事に従事することを希望する者が一定数存在すると見込まれる。こうしたことから、②のルートを活用し、まずは外国人に留学生として来日していただき、養成施設でもある本学（介護福祉学科）に入学して介護福祉士国家資格を取得し、本人が望む期間、日本で安定的に介護福祉業務に従事していただくことを想定して、本学として留学生の受け入れを開始したものである。

また、受け入れ介護事業所側の事情としては、技能実習生の滞在可能期間である5年を超えて勤務してもらえることは、介護人材の確保の観点から重要な要素と考えられる。短期大学を卒業していることにより、日本社会に一定程度なじみ、日本語能力についての懸念も小さくなるという効果もあり、事業所にとっても介護福祉士養成校を卒業した外国人介護人材を受け入れることには、大きなメリットがあると考えられる。

なお、このような「介護人材」としてのメリット以外に、経費面でのメリットもあると考えられるが、この点については「10 今後の展開と課題」で述べる。

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
 について－外国人留学生を対象とした取り組み－

5 南部町及び同町の介護事業について

以上のような経過や背景のもとに、本学と南部町との連携による外国人留学生受け入れの取り組みが開始されることとなるが、先ずは、南部町と同町の介護事業の状況及び介護人材確保に係る課題等について検討する。

(1) 南部町について

青森県三戸郡南部町（人口約1万7千人）は、青森県南東部に位置し、北東北最大の港湾産業都市である八戸市（人口約23万人の中核市）の南側に隣接する都市近郊の町で、岩手県北部と県境で接している。この地域は、中世から江戸時代の終わりまで続いた南部氏が、戦国時代の終わり頃に盛岡市に移すまでその拠点としていた歴史的背景があり、現在は、馬淵川流域の河岸段丘での稲作とその周囲の丘陵地帯での果樹を中心とした農業の町として発展している。馬淵川沿いに青い森鉄道線（旧東北本線）が通っている。近年は、八戸市のベッドタウンとしての性格も強めているほか、企業や工場の立地も進んできている（南部町ホームページ⁸⁾及び「町勢要覧」⁹⁾による。）。

南部町は全国の多くの市町村と同様に、人口の減少と高齢化が進行している。旧南部町、名川町、福地村の3町村が合併した2006年に約2万2千人であった人口は、現在までの16年間に約5千人減少しており、過疎地の指定を受けている。南部町の「第8期介護保険事業計画」¹⁰⁾によると、2020年の高齢化率は38.7%と40%近い状況にあり、2040年には47.6%と50%に迫る値となることが予想されている。高齢化の状況や要介護高齢者数などは、表4のとおりである。

2020年と2040年を比較すると、全人口はさらに6千人以上減少するが、高齢者人口の減少は1千5百人程度である。また、最も人口減少が大きいのは、生産年齢人口であり、働き手が今後大きく減少することが予測されている。

2040年になると、全人口、生産年齢人口、要介護（支援）高齢者数とも減少するが、要介護（支援）高齢者数の減少幅は小さく、2025年とほぼ同じ水準となっている。生産年齢人口が大きく減少する中で、今後、要介護（支援）高齢者を支える介護人材をどう確保するかが課題となっている。

表4 南部町の人口構造の現状と将来推計(人、%)

	2020年	2025年	2040年
全人口	17,649	15,987	11,157
年少人口	1,591	1,405	862
割合	9.0	8.8	7.7
生産年齢人口	9,223	7,971	4,985
割合	52.3	49.9	44.7
高齢者人口	6,835	6,611	5,310
割合	38.7	41.4	47.6
要介護（支援）高齢者数	1,180	1,186	1,130
割合	17.4	17.9	21.3

* 要介護高齢者数の割合は、高齢者数に占める要介護高齢者数の割合。他は、全人口に占める割合である。

(2) 南部町の介護事業の現状と将来見通しについて

南部町の「第8期介護保険事業計画」から南部町の介護事業所の整備状況をみると、夜間対応型訪問介護など一部のサービスを除き、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスのすべてについてほぼ「フル装備」の水準となっている。例えば、介護老人福祉施設3か所（定員合計150人）、介護老人保健施設2か所（定員合計170人）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）12か所（定員合計171人）などとなっている。また、有料老人ホーム4か所（定員合計87人）、サービス付き高齢者住宅1か所（定員26人）も設置されている。居宅系サービスについても、町内の各日常生活圏内に整備されている。

こうした状況から、介護保険事業計画第8期計画では、計画期間内（2021年から2023年まで）のサービス供給量については微増もしくは現状維持としており、2040年（第14期計画）までのサービス供

給量の見通しについては、現状維持もしくは減少としている。

(3) 南部町における介護人材の確保について

青森県介護サービス情報公表システム¹¹⁾をもとに、「自宅に訪問して介護してもらう」「施設等に通って介護してもらう」「施設等に短期間宿泊して介護してもらう」「訪問・通いや短期宿泊を組み合わせて介護してもらう」「施設等に入所して介護してもらう」の4種類の事業所計47か所について、常勤換算の職員数を集計したところ、計448.4人となった。また、介護職員等の前年度における退職者(実数)は常勤者46人、非常勤者18人、前年度における採用者は常勤者59人、非常勤者16人となっている。

南部町第8期介護保険事業計画では、介護サービス供給量はほぼ現在の水準で経過すると見込まれており、このことから、必要となる介護職員等の数は大きく増大する可能性は小さいと考えられる。一方で、南部町の人口構造上、生産年齢人口及び年少人口が急速に減少していくと推計されていることを考慮すると、近い将来において、介護事業所で退職者が発生した場合、その補充に必要な人員の確保が困難になると見込まれ、町内に居住する住民のみでは必要となる介護職員等の人数を確保することができなくなる可能性が、現在よりも大きくなると予想される。

不足する人材について、県内外の他地域から確保することも考えられるが、少子化に伴い日本全国において同様の状態になることが容易に想定され、介護人材の確保にはより一層の困難性が伴うことになると見込まれる。介護サービス供給量が増大しない場合であっても、少子高齢化という人口構造の変化が進行する中では、新たな担い手の確保は困難となっていく可能性が高い。このことは、南部町に限定されることではなく、過疎化と少子高齢化が同時進行していく地方自治体における共通の課題であり、若い世代の定住確保を進め必要なサービス提供量を確保するための手立てを現段階から講じることは、必要不可欠の取り組みであると考えられる。

6 「青森なんぶモデル」の構築に向けて

(1) 介護人材確保における市町村の役割

本来、従業員の確保は事業者の基本的役割である。一方で、介護保険制度による介護サービスの提供は、保険者である市町村が「介護保険事業計画」により進めるものであり、人材が確保されない場合には、この計画に記載しているサービス提供が履行されない可能性もある。行政計画に記載しているサービスの提供を人材確保の面で担保することは地方自治体の役割と責任であり、事業者任せにするのではなく、保険者である市町村がサービス提供を担う事業者と連携協力しながら対応していくことが必要と考えられる。

(2) 南部町と学校法人光星学院との連携について

学校法人光星学院では、創立60年にあたる2018年、4つの目標設定(①教育の質の向上、②学校の特色強化とグループ連携、③地域連携による経営基盤の強化、④新時代の国際教育の研究と実践)を掲げ、次の10年にむけた事業展開を進めることとしている。

この内、「④新時代の国際教育の研究と実践」は、留学生を受け入れることに留まらず、留学生が卒業後も日本に残り、少子高齢化の中で働き手が減少するこの地域で就労することも視野に入れたものである。介護福祉学科への外国人留学生の受け入れは、こうした学校法人としての基本的な方向に基づくものである。

また、「③地域連携による経営基盤の強化」に基づき、八戸広域市町村圏の6市町村と八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部との間で、包括的な連携協定が締結されており、産業の振興、教育の振興、生涯学習、住民の健康づくりなどの様々な分野でそれぞれが有するノウハウを活用し、相互に協力しながら地域の発展を目指し、連携協力による活動を展開している。

なお、地域連携は、地方自治体にとどまらず、地元企業や団体とも結ばれており、大学が地方自治体と企業や団体との橋渡し役となることも可能な仕組みとなっている。

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
について－外国人留学生を対象とした取り組み－

南部町とは 2016 年に連携協定が締結されており、その主な内容は表 5 のとおりであり、多様な分野で包括的な連携を行うこととなっている。

今回報告する、南部町と連携した外国人留学生の受け入れの取り組みは、学校法人としての事業展開の基本的な方向を踏まえたものである。

表 5 南部町と八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部の連携協定の主な内容

1 締結 2016 年 3 月 23 日
2 目的 大学、短大と南部町が包括的連携のもとそれぞれが保有する情報、ノウハウ等を用いて相互に協力し、地域人材の育成、地場産業の振興、地域住民の健康増進およびスポーツの振興による社会発展に貢献することを目的とする。
3 連携協力の主な内容 1) 地域団体(NPO 含む)と地域活性化の研究および実践 2) 地域人材の育成および定住促進に関すること 3) 農林業等地場産業の育成、振興に関すること 4) 地域の健康増進・スポーツ振興に関すること 5) その他必要と認めること

(3) 南部町の定住促進施策について

南部町では、都市近郊農村という立地を活かしながら、企業誘致、新規就農支援、定住に向けた「おためし移住」制度など、地域活性化のための定住促進策を推進している。2018 年に策定された「第 2 次南部町総合振興計画」（前期計画期間 2018 年～2022 年）¹²⁾において、戦略プロジェクトの一つとして「達者村プロジェクト」が位置づけられており、国内外からの交流人口の拡大し、長期滞在や移住につながることを謳われている。

こうした施策の一環として、町長のリーダーシップのもと、南部町で働くことを希望する者の海外からの移住に関しても力を注ぎ、町として受け入れ体制を整備している。具体的には、旧町立診療所及びその関連施設を活用し、外国人の支援や地域との交流を促進する拠点施設として「南部町国際交流センター」を 2020 年に開設したほか、医師住宅であった建物を改装し、外国人用の居住用住宅を 2 棟整備している。「南部町国際交流センター」では、外国人対象の日本語教室や、地域と町内外の外国人との交流事業行事などが実施されており、技能実習生として介護施設に勤務する外国人の支援も行なっている。

(4) 南部町をフォールドとした「青森なんぶモデル」構想の具現化に向けて

以上のような定住促進施策の一環として、南部町では、国際交流センターを中核とした、外国人の就労定住を目指した取り組みを進めることとし、2019 年頃から町当局と町商工会の連携による外国人の受け入れの検討を進め、商工会に加入していない介護事業者にも参画を呼びかけることとした。介護事業者に参画を呼びかけたのは、介護事業者において人材不足が深刻となっていることを背景として、在留期間が 5 年間となる技能実習や特定技能ではなく、本学に入学（在留資格「留学」）して介護福祉士資格を取得し、その後、長期に就労可能な在留資格「介護」に切り替え、南部町に定住し介護の仕事に従事してもらうことを目指したことによる。この間、南部町と八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部の連携協定に基づき、南部町当局（担当課は交流促進課）と本学（担当課はキャリア支援課。キャリア支援課は、大学及び短大双方の学生募集や就職支援を担当する組織。）との間での調整も進められた。

最初の説明会は、町商工会主催で 2019 年 8 月 28 日に開催され 10 事業者の参加があり、先ず南部町から、南部町の現状と課題、南部町と本学との関係、住宅など受け入れ体制の説明がなされ、次いで本学からは留学生の現状と支援（県社会福祉協議会などによる奨学金制度）についての説明を行った。

説明会は 2020 年 6 月 18 日にも開催され、同じく 10 事業者が参加した。この説明会では大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会が作成した、「大阪府版在留資格『介護』による外国人留学生受入れガイドライン」¹³⁾掲載スキームの一部を改編したイメージ図(図 2)により説明がなされた。

介護事業者からは、主に受け入れ法人の費用負担、県社会福祉協議会の奨学金制度、受入のスケジュールなどの質問がなされた。その場で説明や回答が可能な項目については、町当局や本学から説明を行い、検討を要する事項については別途説明を行った。

この 2 回の説明会が「青森なんぶモデル」の事実上のキックオフとなったが、この時点では「青森なんぶモデル」という名称は定着しておらず、地方自治体・高等教育機関・介護事業者三者の連携協働による「産学官連携による外国人介護人材養成確保」というコンセプトのもとで着手されたことになる。その後、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、具体的な進展はなかったが、個別介護事業所への意向の打診などが続けられた。

【スキームのイメージ】

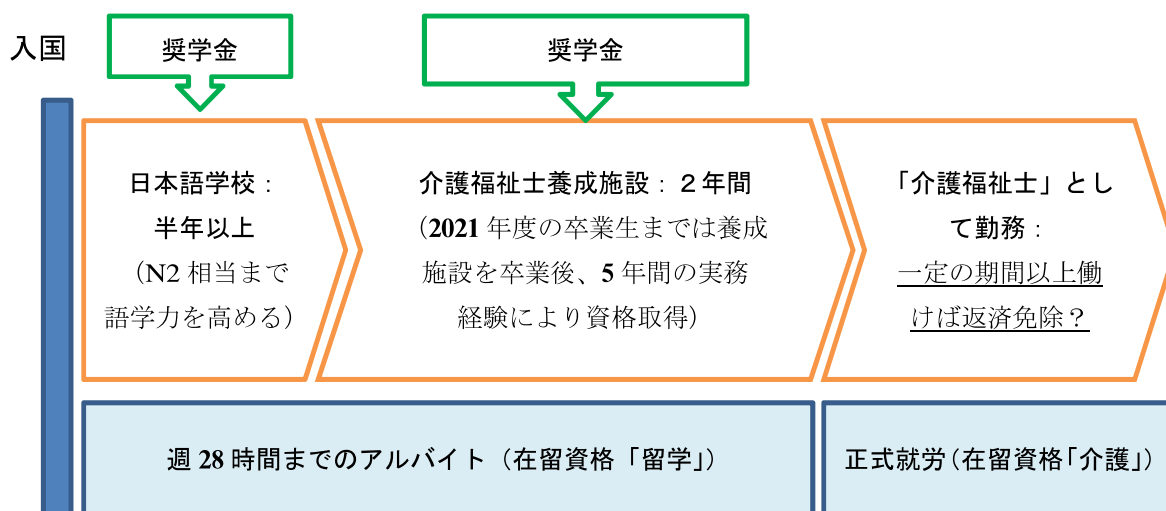


図 2 大阪府版在留資格『介護』による外国人留学生受入れガイドラインから作成

7 本学としての留学生受け入れ経験から

本学の留学生の受け入れ・調整担当は、本学の地域連携研究センター及びキャリア支援課が事務方として担当している(現在はキャリア支援課が担当)。

一方、留学生受け入れ後には、介護福祉学科所属の学生となることから、学内の生活を中心に、指導・支援の大部分は事務方も協力しながら、学科の教員が中心となって担当することとなる。学科開設初年度の 2019 年に 4 人の留学生を受け入れたが、当初予想しなかった事柄が多数出現し、実際の支援に当たっては、留学生達が安定して暮らすことができるようにするために、学内組織を超えた支援が必要となった。

南部町と連携した留学生の受け入れにおいては、開設初年度の留学生受け入れから経験した事項を参考に、生活面を含めた支援の体制を事前に整えることとした。支援体制のポイントは「生活面の支援」「学修面の支援」「日本語能力と日本語の教育支援」「生活費(アルバイト)」が主なものである。これらの事柄の具体的な経過や対応方向については、以下のとおりである。

(1) 生活面の支援について

介護福祉学科では、2019 年の学科開設時に、フィリピンから 4 名の留学生を受け入れた経緯がある。この時は、介護福祉学科発足直後であり、学科として十分な受け入れ体制を準備していたとは言えない

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試みについて－外国人留学生を対象とした取り組み－

状況にあった。フィリピンからの留学生は、英語力があり、英語でのコミュニケーションがスムーズであったため、学内で留学生支援を担当している英語担当教員（当時は学科外の教員）が英語での話し合いや相談の場を設定し、生活上の課題等について確認を行った。

具体的には、食料や日常生活用品の買い物、健康管理上の課題、国民年金や国民健康保険への加入、預金口座開設、生活費を得るためのアルバイト先の確保、住宅設備の不具合が発生した場合の対応などについてなどである。また、自家用車や自転車もない状態での生活から始まったことから、地方都市においてバスなどの公共交通機関の利便性が必ずしも高くはない中で、生活には様々な困難性があった。介護実習先の決定にも、公共交通機関の状況が大きく影響した。また、居住している地域にスーパーマーケット等の買い物先がなかったことから、買い物をどうするかは、入学直後から重大な問題であった。さらに、生活費の節約もあってか、留学生たちはできるだけ安い店に行きたいと訴え、こうしたことにも対応する必要があった。

買い物の支援については、本来は学生の個人的な事項であり大学としての対応は必要ないとも考えられるが、現実の問題として、異郷の地での初めての生活で、日々の買い物をどうするかは重要な支援項目となった。英語担当教員が自家用車を利用して休日に買い出しに同行して対応するなどした。また、学科教員も留学生が抱える生活上の要請の一つひとつに対応を行った。休日の対応は、全くのボランティア活動であり、教員の個人的な努力に支えられているという状況であったことは否定できない。

このような状況を踏まえ、留学生の生活上の課題に的確に対応するため、学科教員、留学生支援担当教員、教務担当事務部門等、学内の組織を超えた情報交換の場（「介護福祉学科留学生支援のための委員会」）を定期的で開催し、対応が必要な事項の確認と役割分担などの調整を行った。また、メールグループによる情報交換も随時行った。

半年程度を経過する頃から、留学生たちは公共交通機関の利用を覚え、自分たちで買い出しに行くようになり、日本での生活にも慣れて卒業まで安定した生活を送ることができた。

外国人留学生が安定的に生活し、学業に励むことができるようにするためには、生活全般に対する支援が必要不可欠と考えられるが、受け入れ当初にはその体制が必ずしも十分ではなかったと考えられる。留学生全員が母国で大学を卒業し就労した経験があり、社会生活能力が高く学習意欲も高く、こうした本人たちの資質の高さに救われた面があったことも否定できない。

また、県社会福祉協議会が貸与している奨学金の申請などの支援も必要であった。奨学金の申請には、「保証人」が必要であり、どなたに保証人をお願いするかといったことも、手探りで進めることとなった。その都度、学内の連携と留学生本人たちの的確な対応により、大事に至ることはなかったが、想定されない事項が発生することも考慮しながら支援の体制を整えていくことが重要であったことは間違いないと考えられる。

(2) 学修面の支援について

日々の講義や演習などにおいて、ルビがついた教科書を採用するとともに、配布資料にもルビをつける、一部を英訳するなどの取り組みを多くの教員が実施した。講義の理解状況などについて、本人たちに確認しながら、教員相互で確認していくことも必要であった。また、外部の非常勤講師との情報の共有も必要であった。フィリピンからの留学生の場合、英語能力が優れていたことが、学生生活に早い段階から慣れ、講義にもついて行けるようになる上で重要なポイントとなった。

なお、介護福祉学科では、入学当初から一人ひとりの学生に学科教員が「カレッジアドバイザー」となり個別的な支援を行う体制としており、学生に何らかの課題が生じた場合、スムーズに個別対応することが可能となっている。カレッジアドバイザーは、留学生を含む全ての学生に対し、科目履修、日々の学習、期末試験対応、アルバイト、健康管理等々、学修面及び生活面について支援を行うほか、2年次には就職や介護福祉士国家試験受験対策などの指導も行っている。

一方で、留学生担当のカレッジアドバイザーの負担はどうしても大きくなる。また、学修面での支援のためにはカレッジアドバイザーのみではなく、各教員が情報を共有して対応することも必要であり、

「介護福祉学科留学生支援のための委員会」の場や毎月開催する学科教授会でなど情報交換と情報共有を活発に行い具体的な支援を実施した。

留学生にとっては、国家試験合格が卒業後の生活に大きく影響することとなるので、2年次当初から、学科教員全員の参画で全学生を対象に国家試験対策講座を実施している。

(3) 日本語能力と日本語の教育支援

日本語学習については、学内の日本語教師資格を有する教員が、日本語能力検定試験 N1～N2 合格を目指し、週 1 回程度の日本語勉強会を行なった。

介護福祉学科では、介護実習を I 期から IV 期まで、456 時間（計 57 日間）履修する必要がある。介護実習は、実際に介護事業所に毎日「通勤」して実施するため、事業所の指導者との会話、利用者の皆さんとの会話などの場面があり、一定程度以上の日本語能力が求められる。入学時に求めている日本語能力は、原則として日本語検定 N2 相当としているが、実習場面では不慣れな用語や方言での会話など、外国人にとっては理解しにくい要素もあり、また、実習記録を日本語で記述しなければならないというハードルも存在する。

さらに、在留資格「介護」で就労するためには、介護福祉士国家試験に合格することも不可欠である。外国人の場合、希望すればルビのついた試験問題を解くこともできるが、日本語で行われる試験でもあり、この点でも日本語能力の向上を目指す必要がある。

日本語教師資格を有する教員との日本語学習、講義や大学生活場面での日本語の習得、実習場面での努力、介護福祉士国家試験対策講座（毎年、介護福祉学科 2 年生を対象に実施）での日本語の習得などにより、留学生の日本語能力は大幅に向上することができた。

以上の他、介護実習は入学後の 6 月に第 I 期（1 週間）に開始となることもあり、入学時の日本語能力が一定程度に達していない場合は、科目履修に大きな困難が発生する可能性も大きく、入学時には日本語能力（N2 相当）が必要と考えている。

(4) 生活費について（アルバイト先の確保）

資力が必ずしも十分でない留学生が多く、来日してからの生活費をどのように確保するかが重要な課題となる。多くは社会福祉法人がスポンサーとなって来日しているが、当該法人からの奨学金や社会福祉協議会からの奨学金のみでは不足する可能性もあり、留学生の多くにとってはアルバイトによる収入の確保が不可欠となっている。また、母国の家族に仕送りをしたいと思っている学生も少なくない。学科開設当初に入学したフィリピンからの留学生についても、入学後のアルバイト先の確保が大きな課題となった。

留学生のアルバイト時間は、学業優先の考え方から、在留資格上、一定の時間数に制限されており（学期中は週 28 時間以内）、この時間数内で安定して働けるアルバイト先が求められる。また、アルバイトで使用する日本語能力やアルバイト先にどのようにして移動（通勤）するのかといったことも、アルバイトにより生活費を得るためには重要な要素となる。フィリピンからの留学生の場合には、スポンサーとなった社会福祉法人や本学に近い社会福祉法人から、講義終了後や休日のアルバイト先として受け入れ可能なお話があり、本人たちの納得の上で、アルバイトを始めることができた。

アルバイトの主な内容は、高齢者の入所型介護施設での配膳や食器の後片付けであり、作業そのものに日本語能力はあまり必要ではなかったが、留学生たちは、日本の介護施設の状況や高齢者との関わり方などについて、多くを学ぶことができたと言っていた。アルバイト先からも、真面目な仕事ぶりに対して高い評価を得ていた。また、授業終了後にアルバイト先に移動する手段や終了後の帰宅手段（夜間になることが多かった）をどうするかも課題となり、受け入れていただいた社会福祉法人が送迎を行ってくれた場合も多々あった。このような支援を受けてアルバイトを行ったが、アルバイト時間は、実際には週 10 数時間程度であった。

なお、フィリピンからの留学生以外に、中国からの留学生も受け入れているが、一般的に、日本に数

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
について－外国人留学生を対象とした取り組み－

年以上滞在して日本語能力が高い、生活習慣を熟知している、自家用車等の移動手段を有しているなどの場合には、特別な支援は全く必要なく、アルバイト先も自分で見つけ出し、奨学金の申し込みなども独力でやるのが可能である。もちろん、カレッジアドバイザーが確認などを行い、生活面の不安などにも相談対応をしている。一方、在日経験がなく初めて来日した学生で、日本語能力が必ずしも十分でない場合には、フィリピンからの留学生と同様の支援が必要となる場合がある。

(5) 受け入れにおいて検討・留意すべき事項

留学生の受け入れについては、以上のとおり「生活面」「学修面(国家試験対策を含む)」「日本語能力向上」「アルバイトなどによる生活費の確保」等々について十分な支援体制が必要であったが、本学においては、半ば手探りの状態からスタートしていたことになる。高等教育機関として留学生の支援にどの程度の関わりを持つ必要があるかについては、様々な考え方があると思われる。本学としては、実際に受け入れた経験から、留学生にとっては生活経験のない異国の気候風土も全く異なる地で生活を始めることになるのであり、日本語能力など留学生の状況に合わせて、可能な限り安定的に生活できる状況を作り出し、目的の実現に向けて継続的に相談支援することが必要不可欠と考えた。「青森なんぶモデル」の構築に当たっては、こうした考え方に基づいて必要と思われる事項について、町当局及び受け入れる介護事業所と調整・検討を重ね、受け入れ準備を進めた。

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会（以下、「介護協」）が2019年3月に発行した「外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き」¹⁴⁾では、留学生の受け入れ前から卒業・就職までの支援体制について示されている。学科開設年度の本学における支援は手探り状態から始まったことは事実であるが、学科教員が相互に連携しながら、実際にはほぼこの「手引き」の記載内容も参考として進められた。今後とも、このような「手引き」も参考としつつ、留学生支援に関する教員対象のスーパーヴィジョン体制の構築も含め、支援体制の強化とノウハウの蓄積を図る必要がある。

留学生は、大きな決断のもとに来日して本学に入学するのであり、今後とも受け入れ側として体制整備に努める必要がある。また、留学生に対する支援体制を整えることは、日本人学生に対する指導・支援にも貢献すると考えられる。

8 「青森なんぶモデル」の基本スキーム

南部町、介護事業者、本学の調整のもとに、2022年4月からの留学生の受け入れを目指し、図3に示すスキームで、具体的な対応を進めることとなった。このスキームは、本学が作成したものであり、国内からの移住希望者、児童養護施設退所児童や生活保護世帯出身児童なども対象者として記載しているが、南部町をフィールドとした取り組みにおいては、留学生の受け入れに限定している。

児童養護施設退所児童や生活保護世帯出身児童のほとんどは、資力が乏しく大学等への進学が困難な場合が多く、本人の希望により、介護事業所の支援のもとに本学において高等教育を受け、卒業後に介護の仕事に就くことにより安定的な自立生活を営むことができるようにしていこうとの趣旨が含まれている。このことについては、SDGsの目標の一つである「貧困の克服」とも関連する取り組みと考えており、子どもの貧困率が高い我が国において重要な取り組みになりうると思われる。今後、地域の関係者の協力も得ながら具体化に向けた取り組みとして実を結ぶ方向に展開していくことを目指している。

「青森なんぶモデル」の特徴は、教育機関である本学が地方自治体（南部町）と連携し、入学を希望する者（主には外国人留学生）と地域を繋ぎ、介護事業者を含む「産・学・官」の三者の連携により、地域の課題である定住の促進や介護人材の安定的確保を目指そうとすることにある。「人と地域を教育で結ぶ」という役割を本学が担うことを想定している。

また、このモデルは、南部町に限らず他の自治体にも拡大しようと考えている。介護人材の確保は、少子高齢化と過疎化が進む地方自治体にあっては、介護サービス供給量を維持するために必要不可欠であり、本学が所在する地域の他の地方自治体にもこのモデルを拡大していくことも目指している。

「青森なんぶモデル」は、南部町、同町の介護事業者、八戸学院大学短期大学部の連携により進めら

れてきたものであり、当面はこの枠組みで進められると見込まれるが、「青森県なんぶモデル」の「なんぶ」とは南部町に限定されるものではなく、青森県の南部地方から下北地域まで含めた広い地域への拡大の可能性を意識したモデルとして構想している。

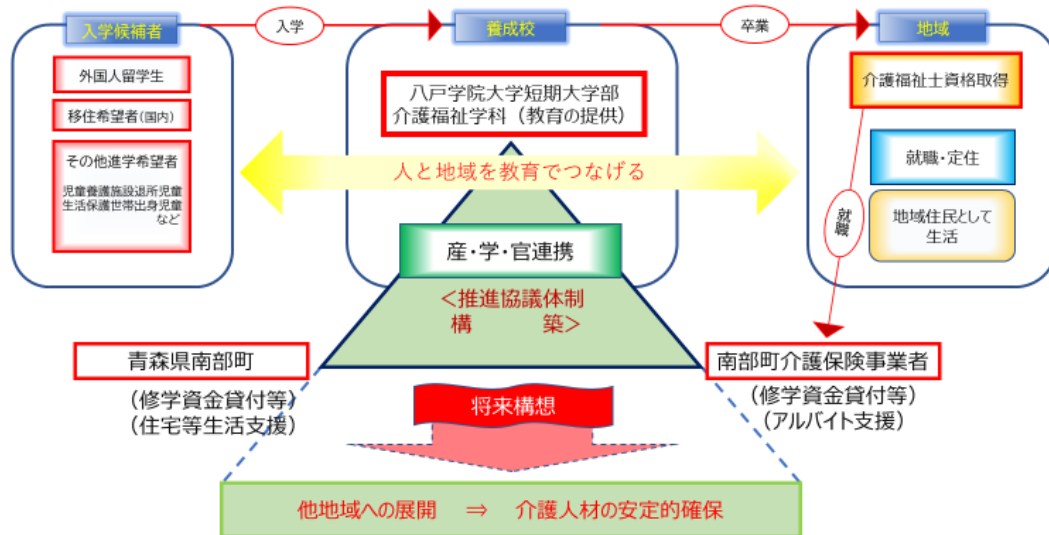


図3 青森なんぶモデルによる介護人材の確保・育成スキーム

9 実際の受け入れについて

(1) 留学生の紹介ルート

留学生の紹介ルートは、本学キャリア支援課が中心となって開拓を進めた。キャリア支援課は、学生の募集や就職支援を担当する部署であり、首都圏や東北地方に所在する日本語学校、日本語学校に学生を紹介している団体等に連絡を行い、本学に留学し青森県内で介護福祉士として就労する希望のある者の有無を照会するなどの取り組みを行った。

その後、2020年6月8日に、仙台市の東北多文化アカデミーと本学の設置主体である学校法人光星学院との間で、留学生の紹介などに関する連携協力協定を締結することとなった。また、東北多文化アカデミーから、同アカデミーと連携しながらベトナムを含む東南アジアからの留学生受け入れを行っている、日越協力開発センター（東京都）の紹介を受け、この団体とも関係を構築して取り組みを開始した。以後、現在に至るまで、主にこの二つの団体とのつながりで、「青森なんぶモデル」により支援する留学生の紹介を受けている。

このように、二つの団体と連携しながら進めているのは、留学希望者の日本語能力によって受け入れコースを設定することを想定していることによる。日本語能力が十分でない場合には、来日後に日本語学校に入学して半年から2年間程度日本語を学習し、その後本学に入学するコース（主に東北多文化アカデミーを経由するコース）と、日本語能力が既に一定レベル（N2相当）に達している場合には、現地から直接入学するコース（主に日越協力開発センターから紹介を受けるコース）の二つのコースを想定している。

(2) 受け入れの着手（2021年度）

2021年度当初から留学生を受け入れるべく、2020年度において関係者で協議を進めたが、最終的には新型コロナウイルス感染症の影響により入国が困難であるとの事由により、同年度は受け入れることはできなかった。2021年度には、日越協力開発センターから東南アジア出身者1名の紹介があり、感染症

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
 について－外国人留学生を対象とした取り組み－

の沈静化を願いつつ受け入れ準備を開始した。

準備作業の主な内容は、奨学金貸与事業所（受け入れを行う介護事業所）の決定、生活が可能な環境を整えることなどであり、南部町担当課、介護事業者、本学が連携協議しながら諸準備を進めた。介護事業者については、南部町内で事業所を運営する5事業者が受け入れの意思を表明したが、最終的には、留学予定者本人の希望により、南部町を含めて複数の特別養護老人ホームを設置運営している社会福祉法人が受け入れることとなり、この法人が設置する南部町内の特別養護老人ホームが受け入れ施設となった。準備作業を進める中で、図3のスキームに基づき、南部町、介護事業者、本学の役割について図4の方向で了解を得ながら、以下の1)～3)の準備対応を進めた。本学では、キャリア支援課が担当部署となって対応した。

■ 南部町の産学官連携による介護留学生支援（青森なんぶモデル）



図4 関係者による留学生支援の主な役割分担

1) 南部町の準備対応

南部町の具体的な準備の内容としては、

- ① 旧医師住宅を留学生用住宅として改装して無償提供。
- ② 洗濯機、冷蔵庫、寝具などの生活に必要な用品の準備。
- ③ 留学生用住宅への無料のWi-Fi設備や買い物やアルバイトなどの際に利用可能な電動アシスト自転車の用意などの生活利便性の確保。

などであり、光熱費は自己負担となっている。このような条件についても、事前に本人に説明を行って了解を得て進めている。

また、南部町では、外国人留学生受け入れ担当課である交流促進課に「地域おこし協力隊員」を配置しているが、日本語教師の資格を有する方であり、留学生のみならず、技能実習生として町内の介護施設に勤務している方々の日本語教育や外国人と地域の人々との交流に大きな役割を果たしている。

2) 受け入れ法人の準備対応

介護事業所（受け入れ法人）は、奨学金を支給することとなる。この奨学金の支給は、受け入れ法人が法人の制度として設けるものであるが、今回の取り組みにおいては、介護福祉士資格を取得して、当該法人に5年間勤務した場合には、返済が免除される奨学金（給付型奨学金）となっている。また、こ

のような場合には、青森県及び南部町から支給した額の一部について、法人に対して補助がなされる。

「青森なんぶモデル」においては、今後とも、法人が支給する奨学金については、このように一定の勤務期間を経過した場合には、返還が免除される制度として、受け入れ法人に要請していく予定としている。

介護事業所（受け入れ法人）は、土曜日・日曜日を中心にアルバイトを提供し、そのことによっても留学生の生活を支援することとなった。また、受け入れ法人の理事長が青森県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付事業の保証人となっている。

3) 本学としての受け入れ準備対応

本学としては、短期大学としての教育を提供するほか、学費の一部免除、通学手段であるスクールバス代金の免除などの支援を行っている。また、本人の希望に対応して日本語教育を行える体制も整えている。これまでのところ、講義がほぼフル駒状態となっていることもあり、日本語教育の時間を計画的に設定する段階までには至っていない。なお、入学金以外の学費については、青森県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付事業による貸付金によっている。

介護福祉士の養成教育においては、実習先の確保が重要である。実習は、段階に応じて、訪問系事業所、通所系事業所、入所系事業所など様々なタイプで行う必要があるが、受け入れ介護事業所の協力や南部町社会福祉協議会の協力により、スムーズな実施体制を整えることができています。

南部町、受け入れ事業者及び本学の間で相互に連携しながら以上のような準備を進めた。また、本人の意思をオンラインで確認しながら、入学願書の提出を求め、入学試験を実施した。入試は、オンラインでの小論文及び面接によった。日本語能力が N2 相当以上と判断され、入学の意思及び卒業後に日本で介護福祉士として勤務したいという明確な考えを持っていたことから、合格となった。

入試の結果を受けて、学生生活を開始するという次の段階に進むこととなる。

(3) 入国から学生生活の開始と現在まで

入国に必要な手続きは本学で行った。入国管理当局から介護事業所が提供する奨学金の額に関して、複数回の確認指導もあり、実際に入国許可が出るまでに日数を要した。入国が許可になった後も、新型コロナウイルス感染症の流行により、入国が難しい時期でもあり、海外からの入国可能人数枠が設定され、その影響により入国できないのではとの懸念を持ちながらの受け入れ準備となった。その後、留学生については入国制限が緩和されることとなり、2022 年度開始後の早い時期に入国できるよう作業を進めたが、ビザの発行に関して、出身国に駐在する日本大使館の都合等もあり、実際に入国したのは、2022 年 6 月になってからであった。

本学としての 2022 年度の講義は 4 月早々から開始となっていたことから、オンライン、動画配信、レポートの提出等により学習が可能な科目については、これらにより対応を進めた。どうしても対面での授業が不可欠な実習や演習系の科目については、来日後に本人のみを対象とする講義時間を設定するなどにより、必要な出席日数を確保することとなった。本人の学習意欲が高く、オンライン授業などにも積極的に対応することができ、2022 年度の前期については、特に問題なく経過して現在に至っている。同学年のクラスに溶け込み、学内での生活は順調に進んでいる。

以上のとおり、図 4 に記載した関係者の役割分担についてはスムーズに進行し、順調に経過している。何よりも、本人の努力が大きい。

10 今後の展開と課題

以上の報告のとおり、「青森なんぶモデル」の最初の取り組みは、順調に展開していると考えられる。当初予定した、関係者間の役割分担が、相互の信頼関係の下にスムーズに機能していることによるものと考えられる。

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
 について－外国人留学生を対象とした取り組み－

今後、このモデルを活用し、介護人材の確保、在留資格介護による地域定着を目指す取り組みを継続することとしており、2023年度は、東北多文化アカデミーの紹介により、2名が入学試験を受験する予定となっている。また、支援する事業所（2022年度に受け入れた事業所とは異なる事業所）も決定している。新型コロナウイルス感染症が沈静化した2022年の秋に本学及び南部町の事業所を見学し、入学試験に向けた準備を進めている。

一方で、このモデルを継続し、さらに地域に広めていくためにはいくつかの課題がある。以下、現段階で課題となっている事項について検討する。

(1) 受け入れ事業所（法人）の継続的な確保

2020年に南部町と本学が行った町内介護事業者に対する説明会には、10事業所（法人）が参加しているが、その後、実際に留学生の支援に具体的に名乗りをあげた法人は、2法人のみとなっている。他の法人は、主に費用負担の面から消極的であり、これまでのところ、2024年度以降に留学生の支援を予定している法人の目処は立っていない。先行する法人の事例について、「様子見」を行っている可能性もあるが、継続的な受け入れのためには、2024年度以降の受け入れの目処を早い時期に確定する必要がある。

今年度の取り組みの結果から、費用概算は概ね表6のとおりなる。この内、受け入れ介護事業所（法人）が負担するのは、「1 渡航費用」、「2 国内移動費用」、「3 日本語学校費用」、「7 生活費」（生活費は、受け入れ法人からの奨学金として支給）の合計約260万円である。なお、本学では、入学金及び通学費（スクールバス代金）併せて約46万を免除している。

留学生本人の収入は、「7 生活費」（生活費は、受け入れ法人からの奨学金として支給）が主なものであり、これに受け入れ事業所でのアルバイト収入が加わる。

技能実習生の受け入れにおいても、管理団体への支払いなど5年間に渡り月額数万円の経費が発生している。この場合の経費所要額と比べると、短大2年間に在籍時に介護事業所（法人）が支援に要する経費は、必ずしも高いものとは思われない。日本語学校から短大で学ぶ過程で日本語能力が向上すること、日本での生活に慣れ介護福祉士として専門的な学びを経た人材を採用することができることを考慮すると、経費のみで判断することには一定の留意が必要ではあるが、総体としては、技能実習生の受け入れ費用に比較して低廉である可能性も高いと考えられる。

人材確保までに3年から2年半を要するという側面もあるが、今後は、このようなメリットをさらにアピールしながら、地域の事業者に対する説明を行っていく必要がある。

表6 青森なんぶモデルにおける留学生受け入れ費用概算の想定 (千円)

項目	費用額	備考
1 渡航費用	100	母国から日本まで
2 国内移動費用	20	日本語学校から南部町まで（今回の事例では不要）
3 日本語学校費用	800	1年間の費用（今回の事例では不要）
4 短大学費	1,740	2年間の費用（入学金免除 社会福祉協議会奨学金を充当）
5 実習費・教科書代	150	2年間の費用（留学生の自己負担）
6 通学費		2年間で約23万円であるが、短大が負担し本人負担なし
7 生活費	1,680	2年間の費用（法人から本人に対する奨学金 月額7万円）

- * 1～6については、実際に必要となった額をもとにしている。
- * 4については、入学金23万円を免除しており、6についても全額免除している。なお、県社会福祉協議会からの奨学金の貸与総額（2年間）は164万円となる。
- * 7については、資力のない方が、入国許可を得られやすいと想定される額としている。
- * 生活に直接関係する経費（光熱水費や食費など）や短大学費の不足分は、7の生活費、アルバイト収入などから本人が負担する。

(2) 日本語能力の向上支援について

日本の高等教育機関に留学する場合、講義、実習（1年次前期から実習が入る）、クラスメイトとの交流などにおいて日本語能力は不可欠である。このため、本学では、入学の前提として日本語検定N2相当であることを求めており、入学前に一定レベル以上の日本語能力を身につけていることは必要不可欠である。これまでに入学した留学生の多くは、既に日本語能力を身につけている者（N1、N2程度）やN4程度の場合には日本語学校で半年以上の日本語教育を受けた者であり、一定以上の日本語能力を身につけていた。また、入学後に大きく伸びる場合がほとんどであった。一方、一定程度の日本語能力があっても、入学後に継続的な日本語学習がなされない場合には、学修面で相当に苦勞する場合もある。介護福祉士国家試験の合格が必要であることを考慮すると、日本語能力の重要性は大きいと言える。

今後は、来日後の学内での本語学習の機会に加えて、来日して留学を希望する者に対し、母国で生活している段階からオンラインなどによる日本語教育を提供し、日本語能力の向上を図ることも必要と考えられる。また、このような取り組みを通じて、留学希望者に本学についてより正確な情報を伝えることも可能となり、来日後の生活がスムーズに進むことに貢献する可能性もあると考えられる。

(3) 生活支援の仕組みの充実

「7」の(5)でも述べたが、留学生は日本での生活を開始すると、思いがけない困難に出くわす場合がある。例えば、食料や日常生活用品の買い物、健康管理上の課題、国民年金や国民健康保険への加入、預金口座開設、生活費を得るためのアルバイト先の確保、住宅設備の不具合が発生した場合の対応など、様々な事柄で生活上の困難を感じている場合がある。留学生は、長く日本で生活している者にとっては予測できないことに困難を感じることもあった。

「青森なんぶモデル」ではこの点にも考慮し、南部町が中心となりながら、支援している介護事業者及び本学が連携して生活面の支援を行っている。これまでは、随時情報交換を行いながら、大きな問題もなく経過している。しかし、実際には本人が大きなストレスを感じながら生活している可能性もあり、本人が生活上困っていること言いやすい関係づくり、本人からの訴えに的確に対応できる体制を整える必要がある。これまでは、関係者間で随時連絡をとりながら対応してきたが、節目節目に会議形式で連絡調整する場を設けることも検討している。

また、卒業後には南部町に暮らし働くこととなることから、地域の人々と交流を深めることも、生活支援の一環として必要と考えられる。「青森なんぶモデル」は、南部町・本学・介護事業所の三者の連携協働により動き出した産学官の協働の仕組みであるが、留学生が卒業後に安定した生活を送って行くためには、地域の一員として、「なじみの関係」の中で近隣住民との関係の中で生活をしていくことが必要である。このためには、「産学官」の連携に加えて「民」の力が重要であり「産学官+民」の4者の取り組みとしてこのモデルを育てて行くことも重要な視点と考えられる。

なお、様々な関係者が関わっていくこととなるが、何よりも留学生本人の意思を確認することが必要であり、本人の参画や了承がないままに物事を進めることがないように特に留意する必要があると考えられる。また、本人のプライバシーに十分に配慮するとともに、個人の生活への干渉とならないよう留意する必要がある。

(4) 学修支援の充実

短期大学は、修業年限が2か年と短期間であり、1科目でも単位取得できない場合には、2年間での卒業ができないこととなる。また、介護事業所での実習や介護福祉士国家試験に合格することも必須条件であり、留学生にとっては学修面のハードルは低くない。

本人の努力が必要であることは勿論であるが、ゼミ担当（カレッジアドバイザー）が中心となり学科教員全員が本人と良好な関係を築き、卒業及び介護福祉士国家試験合格まで、学修面の支援を行うことが必要と考えられる。

(5) 卒業後のサポート

卒業により教育機関としての本学の役割は終わるが、介護福祉士国家試験に合格しなかった場合などに、本人の希望により、継続的な支援が必要な場合もあり得る。また、職場に適応困難が発生した場合などへのサポートについても、一定の検討を行っておく必要がある。

異国の地に留学して2年間という在学期間中、日本人の学生とも様々な交流を持つこととなる。卒業後においても、在学中に培った人間関係を活かすことにより、同じ地域で介護の仕事に従事する仲間として、引き続き切磋琢磨していくことも可能であろう。また、この関係を基に留学生の母国の人々ともつながり、日本が急速な高齢化の進行に対応しながら体験して積み上げてきた介護のシステムなどの制度面や個々の要介護者を支援していくための介護技術などにおいて、アジアの国々にも役に立つことができればと考えており、こうした面についても、高等教育機関としての貢献を目指したい。

(6) 青森なんぶモデル進化のために

日本で介護福祉職として就労する希望を有する留学生の受け入れの試みについて述べてきた。「青森なんぶモデル」のメインテーマは、介護福祉士を養成する学科に入学する学生数が少ないことへの対応策や介護人材の確保ではあるが、このような受け入れ側の事情にのみ対応するモデルとは捉えてはいない。このモデルを多くの視点から検討し、さらに進化させる必要があると考えている。

視点一つは、外国人を受け入れることによる効果である。留学生が真剣に学ぶ姿は、日本人の学生たちに少なからざる影響を与えており、留学生の存在は、本学の学びのレベルを向上させる上でも大きな意味を有していると考えられる。外国人と学んだ経験は、日本人学生にとっても、将来に渡り貴重な体験となると考えている。また、本学がこのような学びの場であることを、今後の学生募集にも活かしていきたいと考えている。

二つ目は、日本の地方において、留学生が卒業後に地域に定住し、働きながらより安定して生活することができる環境を作っていくことである。そのためには、留学生が卒業後に就職した職場において、組織の一員として仕事へのやりがいを感じながら、職場の仲間にも認められ大切にされていくような環境を職場内に作り出すことが必要となる。また、このことにより、その職場全体において、介護労働が真にディーセントワークとなりうる職場に発展していくことにつながるとも考えている。働く人を大事にし、働く人一人ひとりが介護の仕事に従事する中で成長し、利用する方々の生活も守られる職場環境の確立が重要であり、こうしたことにより、介護の仕事のイメージも大きく変わっていく可能性もあると考えられ、人材の確保にも貢献できると考えている。

三つ目は、「(5) 卒業後のサポート」でも一部記載しているが、留学生を受け入れた地域のみでのメリットを追求するだけではないということである。留学している本人のメリットになるとともに、留学生の出身国にもメリットが生じるような取り組みとして発展することも重要と考えている。

日越協力開発センターとの連携を進める中で、留学生の出身国では日本の介護福祉に多くの関心があるとみられ、留学生の受け入れを通じて、アジアの国々の近い未来の介護福祉のあり方に貢献できる可能性があると考えられる。それぞれの国にはそれぞれの歴史的、社会的背景がありこのことを尊重することは勿論であるが、アジアの国々の多くは、人口高齢化ということに関して、近い将来、日本が辿ってきた道を歩む可能性が高いと考えられる。日本は、ここ数十年、急速に少子高齢化が進行し、都市化進行や家族形態が変化する中で、介護保険制度を中軸とする介護の仕組みを作り、「社会で支える介護」を目指し、総費用の拡大や個人負担の増大という問題はありながらも、介護を必要とする高齢者や家族の生活を社会全体で支える仕組みを作り上げてきている。

こうした日本の歩みの中で培ってきたものをもとに、留学生の受け入れを通じて、学校法人光星学院（主に本学）として、介護福祉の専門性を有する人材を育成することに貢献するとともに、アジアの国々の医療・介護福祉関連教育を行っている教育機関ともつながり、相互に学び合い、お互いの経験を交流し、アジアにおける介護福祉の発展に寄与できる取り組みに進化させることができればと考えている。このような取り組みの概念図を、日越協力開発センターとの連携案を念頭に図5のように考えている。

越えるべきハードルはまだまだ高いが、「青森なんぶモデル」による取り組みを通じて、近い将来、アジアの国々に貢献できることを願っている。

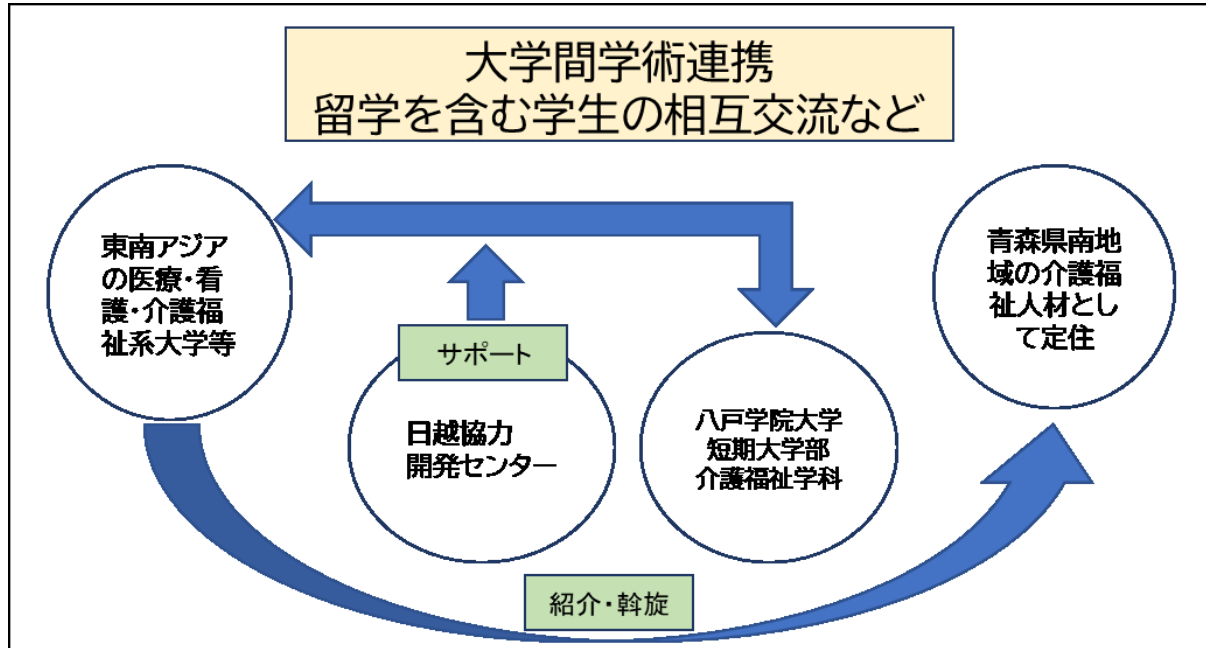


図5 日越協力開発センターと連携した留学生受け入れモデル (案)

11 終わりに

外国人を留学生として受け入れることには、様々なリスクが存在すると考えられるが、日本人学生の場合であっても、学業を続けることには多様なリスクが存在しており、こうしたリスクを事前に意識し、関係者が連携協働して対応することにより、リスクを低減させることは可能と考えている。

留学生のリスクとしては、日本語能力、気候風土、食事や生活習慣の違い、事前に抱いていたイメージと実際の乖離、日本人との関係づくりなどが想定され、これらのことによりどのように対応していくかが重要な課題となる。

「青森なんぶモデル」は、地方自治体、地域の介護事業所、短期大学の三者が協働連携し、留学生受け入れの課題について相互に検討を進めながら、地域の介護人材不足の解消と定住人口の拡大を目指して取り組みを始めたものである。現状では、所期の目的に向かって順調に組みが進んでいる。受け入れ事業者の拡大など、課題が残ってはいるが、紹介機関との連携、日本語学校との連携をもとに、受け入れる地域で地方自治体を中心となり介護事業所及び短期大学が連携協働して取り組んでいくというスキームは、介護人材不足への対策の一つとして一定の有効性を有すると考える。また、このスキームを育てながら、本学としては、他の市町村との連携による取り組みに発展させて行くことも必要と考えている。

また、留学生自身が卒業後に安定して働ける職場づくりは、日本人も安心して継続できる職場の形成につながることも考えられ、新たに取り組むべき分野も見えている。また、次の段階として、アジアとのつながりも意識しながら、受け入れた地域のメリットを求めるだけでなく、幅広い視点からこのモデルを活かしアジアの国々にも貢献していけるよう、更なる工夫と取り組みが必要と考えられる。

何よりも、「青森なんぶモデル」に挑んでくれた留学生本人の努力があって、現在に至っているものである。このことに敬意を示すとともに、今後のご多幸を祈りたい。

〈謝辞〉

南部町当局はじめ「青森なんぶモデル」の取り組みにご尽力をいただいた南部町の皆様、受け入れや

赤羽、松山：地方自治体、介護事業者、短期大学の連携協働による介護福祉人材養成確保の試み
について－外国人留学生を対象とした取り組み－

入国手続きなど、各方面にご指導をいただいた一般財団法人東北多文化アカデミー押谷祐子理事様、一般社団法人日越協力開発センター高正勝理事様に心から御礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室：「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（厚生労働省報道発表資料）、2021.7.9
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323_00005.html
- 2) 赤羽卓朗、吉田守実、小川あゆみ、高橋英成、三岳貴彦：「青森県東部及び岩手県北部地域の介護保険施設を対象とした介護人材の不足に関する調査研究—地域における介護人材の確保と介護福祉士養成校の役割—」、八戸学院大学短期大学部研究紀要(51)、11-38、2020.12.18
- 3) 岩館亜沙美、鈴木絵美、赤羽卓朗：「青森県八戸地域の介護老人福祉施設に勤務する介護職員の勤務状況等に関する調査研究」、八戸学院大学短期大学部紀要(54)、31-93、2022.3.25
- 4) 厚生労働省ホームページ：「介護人材確保に向けた取り組み」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
- 5) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室：「福祉・介護人材確保対策等について」、2020
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000605568.pdf>
- 6) 日本介護福祉士養成施設協会：「令和4年度介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査の結果について」、2022.9.20
<https://kaiyokyo.net/news/2022/000861/>
- 7) 厚生労働省ホームページ：外国人介護人材の受入れについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html
- 8) 青森県三戸郡南部町ホームページ
<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>
- 9) 青森県南部町企画財政課：青森県南部町町勢要覧
http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/12,575,c,html/575/2017_youran.pdf
- 10) 青森県南部町健康福祉課介護保険班：第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画、2021.3
<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/7,16099,c,html/16099/20220327-103543.pdf>
- 11) 介護サービス情報公表システム
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/02/index.php>
- 12) 青森県三戸郡南部町：第2次南部町総合振興計画、2018.3
<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/12,10320,60,238,html>
- 13) 大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会：大阪府版在留資格『介護』による外国人留学生受入れガイドライン、2018.3
<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/tekiseiukeiresuisin.html>
- 14) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会：外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き、2019.3
https://kaiyokyo.net/news/01_guidance.pdf

執筆者紹介(所属)

赤羽 卓朗 八戸学院大学短期大学部介護福祉学科 教授
松山 政義 八戸学院大学・同短期大学部 キャリア支援担当部長